# 蔵前工業協会 Presentation資料

関西蔵前懇話会 第13回 関西化学工業協会 大軒康夫 2009年 6月18日

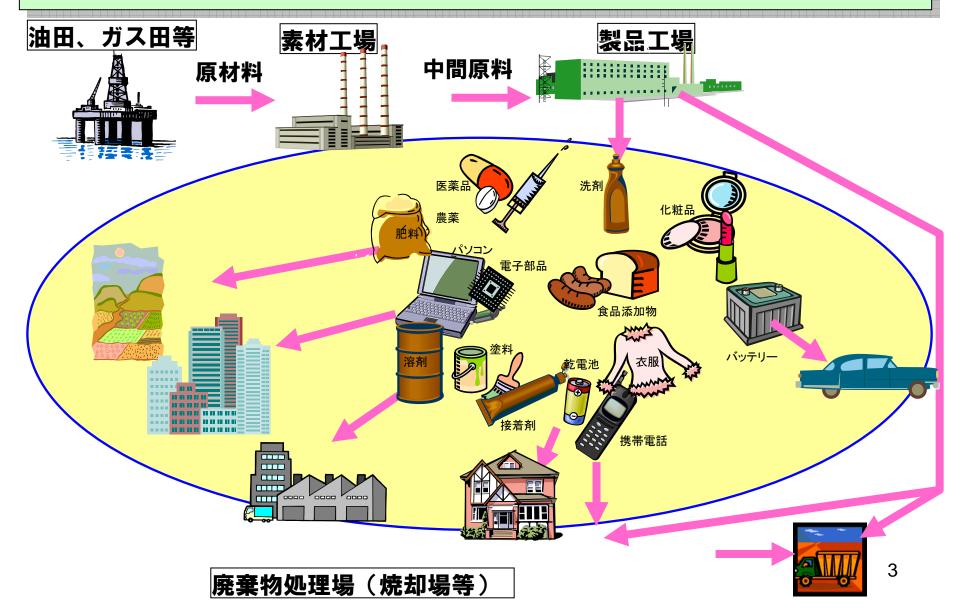
# 化学製品の安全な利用とライフサイクルでの 管理には・・・・。

関西化学工業協会 大軒康夫

化学物質には危険性が有る、危険である・・・

- ⇒ 化学品は使わない?
- ⇒ 化学品を合理的に安全管理し利用する?

## 化学物質は、幅広い産業を支える基礎素材として、 また衣食住など、快適な生活に役立っている。!



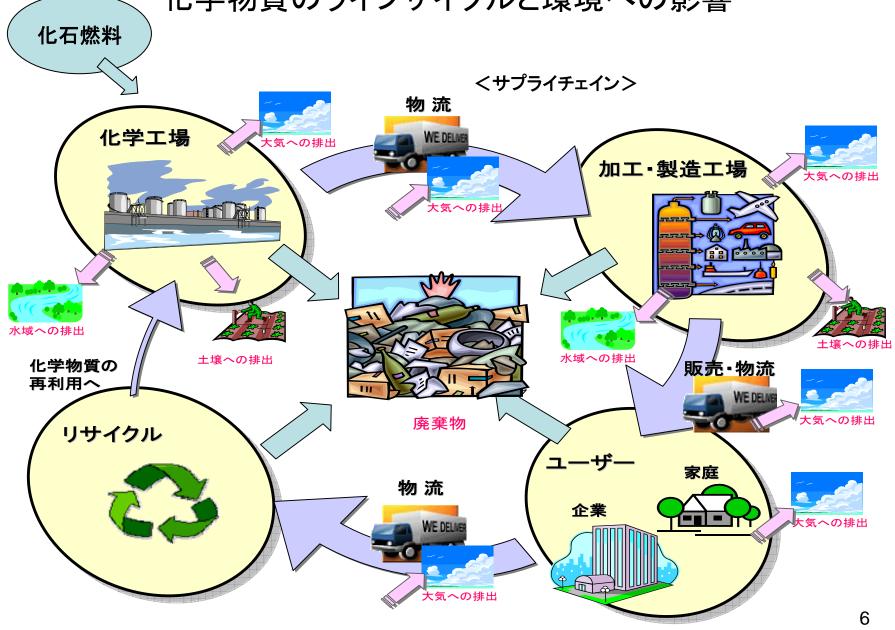
## 化学製品を安全に使用してゆくには・・・・

- 〇化学物質は、我々の生活を<u>豊かに、快適にする素材であるが、一方、取り扱いしだいで、生物体や環境を脅かす有害な物質として作用する。</u>
- ○製造工程のみならず、使用・廃棄など<u>化学品の一生</u> (ライフサイクル)での各段階において、様々な産業で取り 扱われることから、各段階で<u>適切な管理を行い、問題を</u> 未然に防ぐことが必要。

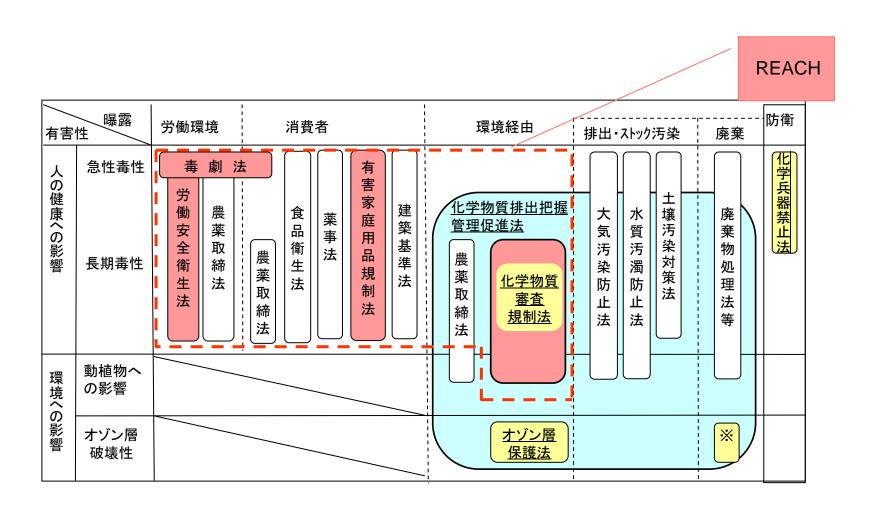
## 化学製品を安全に使用してゆくには・・・・

- 〇化学物質は、我々の生活を<u>豊かに、快適にする素材であるが、一方、取り扱いしだいで、生物体や環境を脅かす有害な物質として作用する。</u>
- 〇製造工程のみならず、使用・廃棄など<u>化学品の一生</u> (ライフサイクル)での各段階において、様々な産業で取り 扱われることから、各段階で<u>適切な管理を行い、問題を</u> 未然に防ぐことが必要。

## 化学物質のライフサイクルと環境への影響



## 我が国の化学物質管理体系図



## 化学物質の毒性問題と法対策の歴史的流れ

### 顕著な有害性への対応 毒性:毒物劇物営業取締規則(1912) → 毒劇法(1960)、労働者の健康被害:労働基準法(1947) → 労安法(1972) 有害性が顕在化した化学物質(残留農薬)対策 DDT、アルドリン等: 農取法(1948) 公害への対応 大気汚染(NOx、SOx) : 大防法(1968)、水質汚濁 (カドミウム、六価クロム) : 水濁法(1970) PCB問題を契機とした予防的アプローチ ハザード 新規化学物質事前審査: 化審法(1973)、TSCA(1979)、67/548/EEC(6次修正版、81施行) ベースの管理 各国の事前審査制度の国際調和 有害性試験方法: OECDテストガイドライン(1981~) 試験データ受入れの条件整備: OECD・GLP(優良試験所制度、1981~)、試験データの受入れ: OECD・MAD(1981~) 新規化学物質上市前最少データセット: OECD・MPD(1982~)、評価結果の受入れ: OECD・MAN(2002~検討中) ボパール事件を契機とした情報開示 米TRI(毒性物質排出目録、1985)、欧PRTR(80年代後半~90年代)、日PRTR(2001) 企業の自主管理促進 レスポンシブルケア(85に加で提唱、日95~) リスクベースの化学物質管理 既存化学物質の評価促進と有害性情報提供

リスク評価ベースの管理

・有害性・曝露情報に基づいたリスク評価

・規制と自主管理の補完

既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(日2005) 新規化学物質審査の合理化:TSCA1995、化審法2003、REACH(欧) リスク評価と管理の促進:効果的な管理を促進する為の多様なリスク評価手法の開発

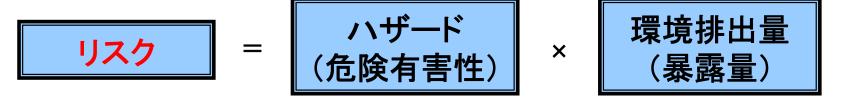
OECD・HPV(1992、1999), HPVチャレンジプログラム(米1998)、REACH(欧)

## WSSD(持続可能な開発に関する首脳会議)(1):2020年目標

- 〇2002年に開催されたWSSD(持続可能な開発に関する首脳会議)において、 「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評 価・管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影 響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成する」と 合意。
- OWSSD目標への対応の最重要論点は、化学物質固有の危険性のみに着目したハザードベース管理から、人や環境への排出量(暴露量)を考慮したリスクベース管理へのシフト。
- 〇本合意の目標実現のためのロードマップである国際的な化学物質管理に関する戦略的なアプローチ(SAICM)が、2006年第1回国際化学物質管理会議(ICCM)において採択。



〇近年の世界の化学物質管理政策の流れは、化学物質固有の 危険性のみに着目したハザードベース管理から、人や環境への 排出量(暴露量)を考慮したリスクベース管理へシフト。

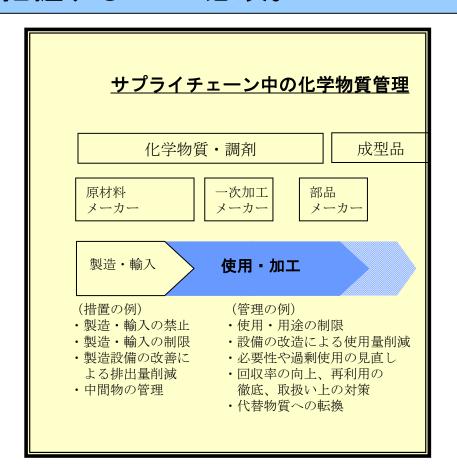


危険有害性:化学物質が人や環境中の生物に対して、どのような望ましくない影響を及ぼす可能性があるか

暴露量:人や環境中の生物が、どのくらいの量(濃度)の化学物質にさらされているか

化学物質の「ハザード(危険有害性)」のみに着目した管理体系から、 人体へどれだけ影響を与える可能性があるかの「環境排出量(暴露量)」を加味した、「リスク」ベースの管理体系へ移行させる必要。 〇リスクベースの管理には、環境排出量(暴露量)の情報の収集が必要。川上にある化学産業のみならず、川下産業を含めた サプライチェーン全体の化学物質の流れを把握し、どのように 化学物質が扱われるかを把握することが必須。

## 



- ○PRTR (Pollutant Release & Transfer Register)制度は、化学物質の管理の改善と環境保全上の支障を未然防止すべく、平成11年に<u>化管法</u>(化学物質排出管理促進法)に基づき導入。化学産業のみならず、自動車・家電等23業種が対象。
- 〇同法では、MSDS (Material Safety Data Sheet)制度により、指定物質について、サプライチェーン上で化学物質安全情報を正しく伝達することを義務づけ。

#### 図表:各国のPRTR制度の概要

	PRTR制度の名称	成立年	対象物質	対象業種
米国	TRI(有害物質排出目 録)	1987	581物質・30カテゴリー	鉱業・製造業等
カナダ	NPRI(全国汚染物質排 出目録)	1993	323物質・5グループ	NPRが対象とする化学物質を、所定の条件で製造、加工、あるいはその他の使用を行う施設のオーナー及びオペレーター
EU	EPER(欧州汚染物質 排出登録薄)	2000	50物質・5グループ	1.エネルギー、2. 金属の生産及び加工、3. 化学物質、4. 廃棄物管理、5. その他
英国	PI(汚染目録)	1991	大気129物質、海水77 物質(両者に共通する 物質あり)	IPC(Integrated Pollution Control)や PPC(Pollution Prevention Control)と いった制度によって選定されている業 者
日本	PRTR(化学物質排出 移動量届出制度)	1999	354物質	23業種

#### 日本の対象業種

2 原油・天然ガス鉱業 3 製造業 4 電気業 8 鉄道業 9 倉庫業 10 石油卸売業 11 鉄スクラップ卸売業 \*) 自動車用エアコンディショナーに封入された 物質を取り扱うものに限る。 12 自動車卸売業 \*) 自動車用エアコンディショナーに封入された物質 を取り扱うものに限る。 13 燃料小売業 14 洗濯業 15 写真業 16 自動車整備業 17 機械修理業 18 商品検査業 19 計量証明業 (一般計量証明業を除く。) 20 一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。) 21 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処理業を含む。) 22 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除 く。) 23 自然科学研究所

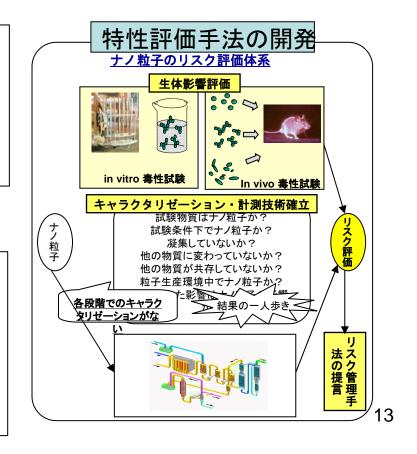
- 〇ナノテクノロジーは、情報通信、医療、環境・エネルギーなどの多岐にわたる 分野の基盤的な技術として、次世代産業の核となるもの。
- 〇一方、安全性について未解明の部分もあり、評価手法のあり方とともに、 如何なる枠組みで対応すべきか、国際的な議論がスタート。

### OECDの動向

ナノ粒子の安全性に関する作業部会設置に合意 【主要検討事項】

- √環境運命と影響、ヒト暴露と健康影響
- ✓定義・命名法・キャラクタリゼーション
- ✓規制とリスク管理の枠組みに関する情報交換

- ▶ 物質の「大きさ」に着目した規制体系は、各国とも持ち合わせていないのが現状
- ▶ 我が国としては、科学的根拠に基づいた適正な評価の実施、リスク不安に対処したリスク管理手法を確立し、その成果をOECDでの検討に積極的に提案することを予定
- ➤ OECDでの議論は、国際的な規制の枠組み、我が国の規制や自主管理の枠組み、ひいてはナノテク産業の国際競争力にも影響



## 今後の化学製品(化学物質)の使い方

- 〇化学物質は、我々の生活に不可欠である一方、取り扱いを誤ると、人体や環境を脅かす有害な物質として作用する。(リスクベース管理を確り行なう)
- ○<u>製造工程のみならず、使用・廃棄などライフサイクルの</u> 各段階において様々な主体が取り扱うことから、各段階 で<u>適切な管理を行い、問題を未然に防ぐことが必要。</u> (サプライチェインで毒性情報、暴露情報を共有する)